令和5年度 第1回阪南市都市計画審議会 会議録

【開催日時】令和5年11月20日(月) 午後3時から開催

【開催場所】阪南市役所3階 全員協議会室

【出席委員】委員15名中、12名の出席の下、開催した。 下村 泰彦、日野 泰雄、瀬田 史彦、畑中 譲、上甲 誠、角野 信和、 見本 栄次、山本 守、奥野 英俊、古野 悦司、吉田 美智子、藤原 正久

【欠席委員】三星 昭宏、相良 修一郎、森 繁利

【傍 聴 者】1名

【案 件】

- ①会議及び会議録の公開について
- ②南部大阪都市計画生産緑地地区の変更について(付議)
- ③特定生産緑地の変更について (諮問)
- ④阪南市市街化調整区域における地区計画の運用基準の改定について(報告)

【結果】

- ・会議及び会議録の公開について、承認を得た。
- ・南部大阪都市計画生産緑地地区の変更について(付議)に対して、出席委員 全員が原案のとおり承認の上、答申がなされた。
- ・特定生産緑地の変更について(諮問)に対して、出席委員全員が原案のとおり承認の上、答申がなされた。

【質疑応答】

- ○南部大阪都市計画生産緑地地区の変更について(付議)
- ○特定生産緑地の変更について(諮問)
- (会 長) 資料にある写真では営農しているようには見えない地区があるが、 追加指定するにあたり、農業委員会等から何か意見はないのか。
- (事務局) 農業委員会からは営農の確認についての意見があった。所有者には 営農する意思を確認しており、生産緑地地区の指定については、営農 が条件である旨も説明している。
- (委員) 今回、一部解除される地区について、見る限り接道がないように思われるところがある。解除され、部分的に住宅開発等がされると交通の問題が生じるおそれがある。
- (会 長) 道路環境が悪くなる可能性があるので、開発がなされる場合は、全 体のまちづくりを考えて、環境保全に努めて欲しい。

(事務局) 承知した。

- (委員) 今回、一部解除される地区について、分断が生じている地区がある。 市町村によっては、道連れ解除となる場合がある。一団の農地として 運用していくには何かしら、市として、判断する基準を作っておくべ きではないか。
- (事務局) 今回は現地確認を行い、一団の農地として判断した。今後、判断する基準については整理したい。
- (会 長) デジタル田園都市構想等もあるので、農業委員会等と連携を図りつ つ、国の制度を活用し、生産緑地の維持が図れるよう留意いただきた い。

特定生産緑地の指定については、平成6、7、8年度指定については、 順次手続き行っているということでよろしいか。

(事務局) その通り、年度ごとに指定意向の確認を行っており、指定意向があれば同意手続きを行っている。

(会 長) 特に、他に意見がなければ、生産緑地地区の変更および特定生産緑地の変更について、原案のとおり承認とすることでよろしいか。

(委員一同) 異議なし。

- ○阪南市市街化調整区域における地区計画の運用基準の改定について(報告)
- (委員) それぞれの類型における市街化調整区域の面積は、どれほどか。
- (事務局) それぞれの類型毎については、回答致しかねるが、市全体としての 市街化調整区域の面積は 2,423ha である。
- (委 員) 平成24年度の都市計画マスタープランのときより、1地区増えているようだが、なぜか。
- (事務局) 令和3年度に策定した総合計画に基づき、令和4年度に改定した 都市計画マスタープランにおいて、環境に配慮された産業誘致ゾ ーンとして1地区追加している。
- (委員) 地区計画の策定及び将来の市街化区域編入については、関係する 自治会、水利組合の同意を必要とするという項目が、今回削除され ているが、なぜか。
- (事務局) 直近2回の国勢調査において、2回連続で大阪府の人口が減少したという結果になっている。大阪府としても、住宅開発を行うことで人口が張り付くからという理由で市街化区域に編入することは難しいという見解がある。したがって、住宅開発を主とする地区計画を策定することが、市街化区域に編入することを前提とするようなところは削除している。
- (委員) そもそも調整区域の地区計画で開発したところについては、大阪府としても市街化区域に編入はしないという方向にあることから、 削除しているということでよいか。

- (事務局) その通りである。
- (委員) ゾーニングの類型で、該当する類型がいくつかあるところについては、どの類型を適用するかは誰が判断するのか。
- (事務局) 開発事業者の提案制度が基本となる。
- (委員) 開発事業者の提案について、都市計画マスタープランの方向性と 異なる提案が出てきた場合は、市としてどこまで指導助言を行うの か。

最終的に、本審議会に付議される案件もあるだろうが、最初の相 談段階でどこまで内容に対して意見するのかを危惧している。

- (事務局) 詳細にどこまでの指導助言を行うかは決めていないが、より良い 地区計画の提案をいただけるようにしていきたいと考えている。
- (会 長) 「過大な人口」、「概ね全員」などの曖昧な表現が散見されるが、曖昧であるため制限にならないこともある。そのような曖昧な表現について、どうするかもぜひ検討いただきたい。そして、本日出された意見等に対応できるようにしていただきたい。
- (委員) 単に大阪府のガイドラインが変更されたから阪南市のガイドラインが変更されたというように感じられた。立地適正化計画等の計画との関係性はどう考えているのか。
- (事務局) 今回の地区計画の運用基準の改定については、大阪府のガイドラインが変更されたことがまず1つの大きな理由であり、また、阪南市の上位計画である総合計画と都市計画マスタープランが改定されたことも大きな理由となっている。
- (会 長) この件に関して意見や質問があれば1週間以内に出していただいき、事務局はできる限りそれに対応していただきたい。今回出された意見は、阪南市として、今後どのような方針なのかを明確にしてほしいということだったと思うので、その点留意の上、まとめていただきたい。

以上